

須清 報



祝 須清市成人式
主催 須清市・須清市教育委員会

平成24年1月9日「須清市成人式」～春日公民館～

須清市のイメージキャラクター



うるるん



きよ丸

- 確定申告、市・県民税申告（正しい申告と納税を）・・・2
- 国民健康保険からのお知らせ5
- 皆様のご意見をお聞かせください
ーパブリック・コメントー10
- 危険物等のごみ回収を変更します!!11

須清市の人口

総人口 65,844 人 (－ 5人)
男 32,974 人 (+ 7人)
女 32,870 人 (－ 12人)
世帯数 26,416 世帯 (－22 世帯)

〈平成24年1月1日現在〉

確定申告、市・県民税申告(正しい申告と納税を)

2012.2.1 清須

確定申告

- 所得税の申告と納税は
2月16日(木)～3月15日(木)
- 個人事業者の消費税の
申告と納税は
2月16日(木)～4月2日(月)
- 住宅借入金等特別控除の申告、青色申告・収支内訳書(事業所得・不動産所得・農業所得)の未完成の方、消費税の申告及び土地・株式等の譲渡所得相談については、愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)6階の申告会場での受付となります。

愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)

とき 2月13日(月)～3月15日(木)
午前9時15分～午後5時

【土曜・日曜日を除く】

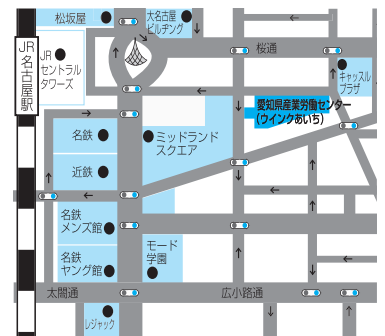
ところ 愛知県産業労働センター6階
(名古屋市中村区名駅四丁目4番38号「下図参照」)

※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、できるだけ、午後4時頃までにお越しください。

※2月19日(日)及び2月26日(日)に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。ただし、相当な混雑が予想されますので、時間に余裕のある方は、なるべく平日にご利用ください。

※記載済の申告書は名古屋西税務署(〒451-8503 名古屋市中区押切二丁目7番21号)へ提出してください。郵送でも受け付けます。

申告相談の日程



※なお、お出かけの際は、公共交通機関をご利用ください。

市・県民税

とき 2月13日(月)～3月15日(木)
【土曜・日曜日を除く】

午前8時30分～正午・午後1時～5時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

◆所得税

とき 2月16日(木)～3月15日(木)
【土曜・日曜日を除く】

午前8時30分～正午・午後1時～5時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

○西枇杷島支所・清洲支所・春日支所では、申告期間中、完全に記載された確定申告書、市・県民税申告書を提出する投函箱を設置しています。

《受付印が必要な方》

確定申告書は税務署、市・県民税申告書は税務課(本庁舎)へ控えて一緒に提出してください。

確定申告をしなければならぬ方

○事業・不動産所得などがある方で平成23年中の各種所得金額の合計

額が、所得控除(社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・扶養控除など)の合計額より多い方
○給与所得の方で、給与収入が200万円を超える方

○1か所から給与等の支払いを受け、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
○給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

公的年金所得者における

確定申告手続きの簡素化について

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※この場合であっても、例えば医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。

※所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、市・県民税の申告が必要です。

確定申告で所得税の還付を受けることができる方

確定申告の必要がない方でも、次のような場合には源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
○雑損控除や医療費控除、寄附金控除を受けられる方
○住宅ローンを利用してマイホーム

を新築、購入、増改築等をし、平成23年中に入居した方
○年の途中で退職し、年末調整をしていない方

○予定納税を納付したが、廃業などで確定申告が必要なくなった方
※申告者本人の預金口座に還付されますので、口座番号を確認のうえ、お出かけください。

確定申告に必要な書類等

- 書面の申告書には必ず押印が必要です。
- 事業所得・不動産所得などのある方は、必要書類(青色申告の方は青色申告決算書等)を添付してください。
- 障害者控除を受ける方は、手帳をお持ちください。介護認定における障害者控除を受ける方は障害者控除対象者認定書が必要です。
- 給与所得・公的年金等の全ての源泉徴収票を必ずお持ちください。
- 医療費控除を受ける場合は、平成23年中に支払った医療費の領収書(合計で集計したもの)が必要です。
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証が必要です。
- 生命保険料控除・地震保険料控除等を受ける場合は、平成23年中に支払った保険料控除証明書が必要です。
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合は、源泉徴収票、家屋・土地の登記事項証明書、工事請負契約書又は売買契約書の写し、借入金の年末残高証明書、住民票などが必要です。

確定申告、市・県民税申告(正しい申告と納税を)

清須 2012.2.1

市・県民税申告

市・県民税の申告が必要な方

①平成24年1月1日現在に市内に住
所がある方で、平成23年中に所得
(給与所得や退職所得以外)のあつ
た方

②扶養確認等により「所得証明書」
が必要な方

③国民健康保険に加入している方

④年金収入から保険料や扶養などの
控除を受けられる方

※所得税の確定申告をする方は、市・
県民税の申告書を提出する必要は
ありません。

※高齢年金受給者で所得が控除額を
超える方は、現況届で扶養を申告
されても、年末調整をしたわけで
はありませんので申告が必要とな
ります。

〔確定申告事前説明会〕 年金所得のみの方の申告説明会 (年金及び給与所得のみの方)

配偶者控除、扶養控除、社会保険
料控除、生命保険料控除、地震保険
料控除、医療費控除等の申告が必要
な方を対象に、税理士によりグルー
プごとに申告書の作成指導等を行
います。また、この説明会で作成した
申告書は、そのまま提出することが
できます。

とき

2月2日(木)「西枇杷島・春日地区」
2月3日(金)「新川地区」
2月6日(月)「清洲地区」
午前9時30分～11時・
午後1時～4時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

※当日は、年金の源泉徴収票、給与
の源泉徴収票、社会保険料等の領
収書、生命保険料等の支払証明書
など申告に必要な書類と印鑑をご
持参ください。また、医療費控除
がある方は、領収書を合計してお
いてください。

住宅借入金等特別控除の説明会

住宅ローン等を利用して平成23年
中に住宅を新築又は購入あるいは増
改築し入居された方で、一定の要件
に該当し、所得税の住宅借入金等特
別控除が受けられる方(説明会では
譲渡又は贈与に該当しない方を対象
としています。)を対象に、税理士に
よる説明会を開催します。

とき 2月1日(水)

(西枇杷島・新川地区)

午前9時30分～正午

(清洲・春日地区)

午後1時30分～4時

ところ

市役所本庁舎3階大会議室
※対象と思われる方には、市役所か
ら詳細を記載した通知を1月中旬
に送付しました。該当すると思わ
れる方で通知が届かない方はお問
合せください。

問合せ 税務課(本庁舎)

※住宅借入金等説明会では、途中入
場はお断りしますので開始時間ま
でにお越しください。

〈確定申告についてのお問合せ〉

名古屋西税務署

☎052・521・8251

〈市・県民税についてのお問合せ〉

税務課(本庁舎)

☎052・400・2911

インターネットで確定申告



所得税は、納税者自身が所得と税額を自分で正しく申告し、納税する「申告納税制度」を採用しています。インターネットで国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自動で計算されますので非常に便利です。



『e-Tax(イータックス)で 申告してみましょう!』

- e-Taxで所得税の確定申告を申告期限内に、本人の電子署名と電子証明書を付して申告すると、最高4,000円の税額控除が受けられます。(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回、平成24年分は最高3,000円)
- e-Taxを利用した確定申告では、医療費の領収書や源泉徴収票など、その記載内容を入力して送信することにより、提出・提示を省略することができます。(税務署から書類の提出・提示を求められることがありますので、確定申告期限から5年間保管してください。)
- ※本庁舎確定申告会場では、パソコンの操作等がわからない方でも、e-Taxによる申告ができるように、補助者が説明を行うコーナーを設けていますのでご利用ください。
- e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

●電子申告に必要なもの

電子証明書が格納された住民基本台帳カード、電子証明書を読み取るためのICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

●住民基本台帳カードと電子証明書の取得

市民課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所、春日支所で取得できますが、作成に約30分程度の時間がかかります。確定申告の期間中は、大変込み合いますので早めに取得してください。

●持参していただくもの

- ・本人確認書類2点(運転免許証、旅券等顔写真が付いた公的身分証明書及び健康保険の被保険者証等)、印鑑
- ・ICカード運転免許証の場合には、券面表示ソフトウェアを使用して本人確認ができれば本人確認書類は1点で可。
- ・写真入のカードをご希望の場合は、証明用写真が1枚必要。

●発行手数料

住民基本台帳カード	500円
電子証明書	500円

※住民基本台帳カードと電子証明書の取得については、市民課(本庁舎)へお問合せください。

税だより

■問合せ 税務課(本庁舎)

介護保険法により 介護認定を受けている方へ

○おむつにかかる費用の医療費控除を前年より引き続き受ける方は、対象となる方の介護保険被保険者証を持参のうえ、高齢福祉課(清洲庁舎)又は市民課(本庁舎、西枇杷島支所、春日支所にて証明書の申請をしてください。(ただし、初回の方は、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。)

○要介護認定(要支援者を除く。)を受けている65才以上の方は、障害者控除の対象となる場合があります。該当される方は、事前に対象者の介護保険被保険者証と印鑑を持参のうえ、高齢福祉課(清洲庁舎)にて「障害者控除対象者認定書」を申請してください。発行には3日程がかかります。

税理士による無料税務相談

とき 2月16日(木)28日(火)

【土曜・日曜日を除く】

午前9時30分～正午・

午後1時～4時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

対象

- ①前年分の所得金額が300万円以下の方
- ②消費税課税事業者で課税売上高が3000万円以下の方

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となります。このため、名義変更及び廃車の届出はできる限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

問合せ

軽自動車検査協会 小牧支所

☎0568・75・3464

ホームページ <http://www.keikenkyo.or.jp/>

自動車の廃車・譲渡などの 手続きをお忘れなく

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者(元主)が所有権を留保している自動車については、買主である使用者に課税されます。所有している自動車を売却(下取りに出すなど)したり、廃車したりしたとき又は住所を変更したときには、必ず運輸支局で必要な手続きを行ってください。

また、住所を変更したときは、「自動車税住所変更届」を県税事務所へ提出してください。この手続きを行わない場合、いつまでも自動車税が課税されたり、納税通知書や還付通知書が届かない原因となります。なお、これらの手続きを自動車販売業者などに依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

例年、3月下旬は運輸支局の窓口が大変混雑しますので、手続きはできるだけ早めにお願ひします。

問合せ

愛知県名古屋北部県税事務所

自動車税グループ

☎052・531・6305
(ダイヤルイン)



【管理風景(春日地区)】

清須アダプト・プログラム進行中!!

清須市では、市民と行政が協働で進めるまちづくりの一環として、「清須アダプト・プログラム」を行っています。

現在20団体の皆さんによって、市内各所で道路や公園を管理し、花の苗などを植栽する「花のまちづくり」が進められています。

道路や公園の管理をしていただく団体を募集中!!

アダプトとは・・・英語で「養子縁組をする」という意味です。市民の皆さんが道路や公園などの公共空間の里親となり、養子のように愛情をもって面倒を見る(清掃・美化する)ことから命名されました。

清須市では、道路や公園などの公共空間を管理していただく市民団体(5人以上)を募集しています。

市民協働とは・・・市民の皆さんと行政が相互理解の下、目的を共有し、連携・協力して社会的課題に対応していくことです。

▼図：まちづくり活動の範囲



市民協働に対するご意見やご相談をお寄せください。

(例) 協働事業を進めたい、ボランティア活動をしたい、国や県の助成金の情報を提供してほしいなど

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

国民健康保険からのお知らせ

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

高額療養費の自己負担限度額が平成24年8月以降は、同一世帯内の国保加入者の方で**お1人でも未申告の方がいる場合は、上位所得者として判定されます。**

つきましては、同一世帯以外に在住されている方に扶養されている方は、住民税の申告をする必要がありますので申告会場などで手続きを済ませてください。

ただし、所得税の確定申告・住民税の申告・年末調整で、扶養者(扶養している方)と**同一世帯の被扶養者**(扶養されている方)、又は中学生以下の方の申告は不要です。

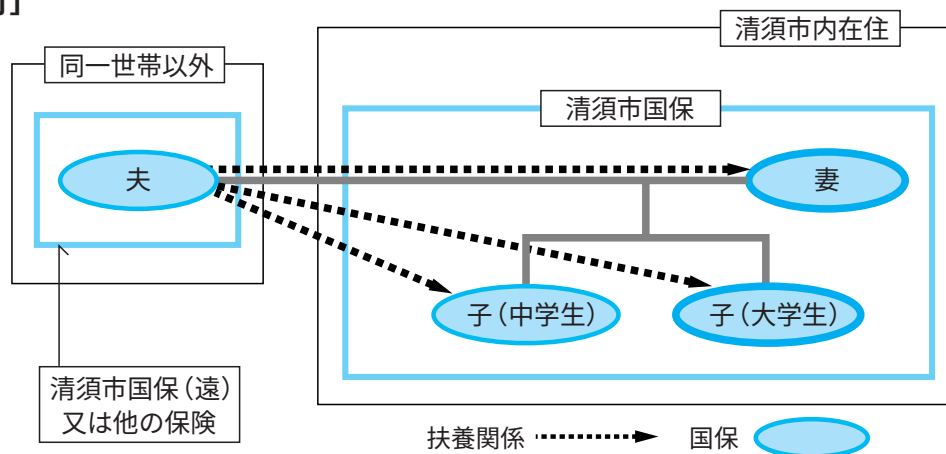
自己負担(月額)限度額とは

所得区分	3回目まで	4回目以降(※2)
一般	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者(※1)	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1：上位所得者とは、基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

※2：清須市国民健康保険被保険者として、過去12か月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合は4回目以降

【例】



上の図のような家族構成の場合

夫(同一世帯以外)：他市町在住で、妻と子を扶養している

○妻：夫の被扶養者.....(申告が必要となります)

○子(大学生)：夫の被扶養者.....(申告が必要となります)

子(中学生)：夫の被扶養者.....(申告不要)

平成22年度決算に基づく清須市の 連結財務諸表の概要をお知らせします

目 的

市だけではなく、行政サービスを提供している関係団体も含めた資産・負債の状況、行政サービスに要したコスト、資金収支の状況などを明らかにするため、市の全会計に加えて、清須市が加入している一部事務組合、出資を行っている尾張土地開発公社・(福)清須市社会福祉協議会などを連結した財務諸表を作成しました。

連結対象

○清須市の会計

普通会計、水道事業会計、下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

○市の行政サービスを提供する関係団体

西春日井広域事務組合、五条広域事務組合、尾張農業共済事務組合、尾張市町交通災害共済組合、愛知県後期高齢者医療広域連合、尾張土地開発公社、(福)清須市社会福祉協議会

※金額は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

※普通会計(一般会計)に基づく財務諸表など、詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

● 連結貸借対照表 ●

[平成23年3月31日現在]

借 方		貸 方	
【資産の部】 将来に引き継ぐ財産		【負債の部】 これから負担する分	
道路・公園など	1. 公共資産 901億2千万円	1. 固定負債 300億9千万円	翌々年度以降に返済する地方債など
小中学校、社会教育施設など	●(1) 生活インフラ・国土保全 415億6千万円	2. 流動負債 21億2千万円	
保育園・福祉センターなど	●(2) 教育 209億5千万円	負債合計 322億1千万円	翌年度に返済する地方債など
環境衛生や産業振興など	●(3) 福祉 59億 円		
特定の目的のための基金など	●(4) その他の資産 215億1千万円	【純資産の部】 これまでの世代で負担した分	
財政調整基金など	●(5) 売却可能資産 1億9千万円	純資産合計 659億7千万円	
	●2. 投資等 33億 円		
	●3. 流動資産 47億7千万円		
	うち資金 43億2千万円		
	資産合計 981億8千万円	負債・純資産合計 981億8千万円	

連結貸借対照表は、行政サービス提供のための資産をどのくらい有しており、それに対する地方債等の将来世代の負担となる債務がどのくらいあるかなどの、清須市がどれほどの資産や債務を有しているかを表しています。

公共資産は、平成21年度末の公共資産残高に平成22年度中に取得した資産を加え、平成22年度中の減価償却分を減じて算出しています。資産の用途としては、道路・公園などの生活インフラ・国土保全が最も多く、次いで学校・社会教育施設などの教育関係が多くなっています。

資産合計(将来に引き継ぐ財産)981億8千万円から負債合計(これから負担する債務)322億1千万円を引いた純資産合計(これまでの世代による負担額)は、659億7千万円となっています。

● 連結行政コスト計算書 ●

〔 自 平成22年4月 1 日
至 平成23年3月31日 〕

〔経常行政コスト〕

人にかかるコスト	33億8千万円
物にかかるコスト	83億6千万円
移転支出的なコスト	187億7千万円
その他のコスト	13億5千万円
経常行政コスト合計 (a)	318億6千万円

〔経常収益〕

経常収益合計 (b)	67億8千万円
------------	---------

(差引) 純経常行政コスト (a) - (b) 250億8千万円

連結行政コスト計算書は、市などが行政サービス提供のために要した経費と、その財源となる使用料・手数料等の収入を表しています。

移転支出的なコストが大きくなっているのは、子ども手当や国民健康保険事業などの額が大きいためです。

経常収益には、使用料・手数料や国民健康保険税など、主に受益者負担による収入が計上されています。

経常行政コスト (a) から経常収益 (b) を引いた純経常行政コストは250億8千万円となっており、経常行政コストの多くが、税金などの受益者負担以外の収入で賄われていることがわかります。

● 連結純資産変動計算書 ●

〔 自 平成22年4月 1 日
至 平成23年3月31日 〕

	純 資 産 合 計
期首純資産残高	651億7千万円
純経常行政コスト	△250億8千万円
一般財源	148億2千万円
補助金等受入	111億4千万円
臨時損益	△1千万円
資産評価替えによる変動額	△2千万円
その他	△5千万円
期末純資産残高	659億7千万円

連結純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産（資産から負債を差し引いた額）が、1年間でどのように増減したかを表しています。

純経常行政コストが250億8千万円かかったことで純資産が減った一方、地方税などの一般財源収入が148億2千万円、補助金等の受入が111億4千万円となったため、平成21年度末に651億7千万円だった純資産残高は、平成22年度末には659億7千万円となっています。

● 連結資金収支計算書 ●

〔 自 平成22年4月 1 日
至 平成23年3月31日 〕

〔経常的収支の部〕

経常的な行政サービスの収支の状況です。

支出合計	285億 円
収入合計	328億9千万円
経常的収支額①	43億9千万円

〔公共資産整備収支の部〕

公共施設等の整備の収支の状況です。

支出合計	42億7千万円
収入合計	29億7千万円
公共資産整備収支額②	△13億 円

〔投資・財務的収支の部〕

基金の積み立てや借金の返済などに係る収支の状況です。

支出合計	27億2千万円
収入合計	3億3千万円
投資・財務的収支額③	△24億 円

合計 (当年度資金増減額) ④ (①+②+③) 6億9千万円

前年度末資金残高⑤	15億6千万円
今年度末資金残高⑥ (④+⑤)	22億5千万円

連結資金収支計算書は、1年間の行政サービス提供にどれだけお金が入り、どれだけ使ったかを表しています。

お金の流れを活動区分別（経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支）に表すことで、それぞれの活動における現金の獲得・使用の状況を明確にしています。

経常的な行政サービスの収支状況を示す「経常的収支の部」における収支額は43億9千万円 (①)、公共施設等の整備の収支状況を示す「公共資産整備収支の部」における収支額は△13億円 (②)、基金の積み立てや借金の返済などに係る収支状況を示す「投資・財務的収支の部」における収支額は△24億円 (③) となっており、1年間で資金は6億9千万円 (④) 増加しています。

その結果、平成21年度末の資金残高⑤が15億6千万円だったことに對し、平成22年度末の資金残高⑥は22億5千万円となっています。

■ 問合せ

財政課 (本庁舎)

各種表彰

保護司の江口正巳氏が

法務大臣表彰を受賞



永年にわたり、保護司として地域の更生保護活動に尽力された功績により、江口正巳氏(西枇杷島町養和)が法務大臣表彰を受賞されました。

県遺族連合会理事、市遺族連合会会長の古澤文男氏が厚生労働大臣表彰を受賞



永年にわたり戦傷病者、戦没者遺族等の援護事業に尽力された功績により、古澤文男氏(朝日)が厚生労働大臣表彰を受賞されました。

寄付をいただきました

匿名 100万円

学校図書購入に使わせていただきます。ご厚意に感謝することにも、厚くお礼申し上げます。

12月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)



清須市税条例の一部改正など16議案を可決

12月議会定例会が、12月1日～21日の21日間の会期で開かれました。初日に市長提出議案の上程・説明と、議員発議による「原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書(案)」、「子ども・子育て新システムに反対する意見書(案)」の説明があり、これらの意見書案については総務委員会及び福祉委員会に、その他の議案については、9日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。なお、2件の意見書案については、賛成少数で不採択となりました。

【可決された主な議案】

◆基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例案

地方自治法の一部改正により市町村基本構想の策定義務が廃止されたことに伴い、清須市基本構想の策定等について、議会の議決すべき事件とする。

◆清須市税条例の一部を改正する条例案

都市基盤整備を推進する財源確保のため、法人税割の税率の特例期間を延長する。

◆清須市西枇杷島障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整理する。

◆清須市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約案

清須市公共下水道の使用料の徴収事務を名古屋市に委託するため、規約を定める。

【その他の可決された議案】

◆清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案◆清須市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案◆尾張市町交通災害共済組合規約の変更について◆愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について◆尾張農業共済事務組合規約の変更について◆愛日地方教育事務協議会規約の変更について◆(仮称)清須市立図書館整備改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結について◆清須市芳野ポンプ場及び幹線の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について◆公の施設の指定管理者の指定について◆平成23年度清須市一般会計補正予算(第5号)案◆平成23年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)案◆清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

【諮問案件】

◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を推薦する。

飯田 基氏(新清洲)、建部 憲子氏(西枇杷島町辰新田)

行政ニュース

市役所 ☎052-400-2911 (番号のかけ間違いにご注意を)

清須 2012.2.1

市有財産売払いのご案内



市有地を、先着順により市が定めた売却価格でお売りします。

売払地及び売却価格

清須市春日西4番1

畑(現況宅地) 298㎡

売却価格 2000万円

申込場所 財政課(本庁舎)

申込受付期間

2月15日(水)から買受人の

決定まで

午前9時～午後5時

(正午～午後1時、土・日曜日、

祝日は除きます。)

※先着順で売払いますので、買受

人が決定次第締め切ります。

※法定の「契約を締結する能力を

有しない者や破産者で復権を得

ない者」等、一部申込みのでき

ない場合があります。詳しくは

財政課(本庁舎)までお問合せく

ださい。

契約保証金 契約時には契約保証

金(200万円以上)が必要です。

申込書の配布 申込みをされる方

は、申込書及び案内書を配布し

問合せ 財政課(本庁舎)

ますので、財政課(本庁舎)まで
お越しください。(市ホームページ
からも取得できます。)
※申込受付を終了している場合が
ありますので、事前に電話でお
問合せください。



国有財産売却のご案内

次の国有地を一般競争入札によ
り売却します。

売却物件

清須市新清洲六丁目6番18

田(現況宅地) 242・15㎡

最低売却価格 1350万円

入札受付期間

2月9日(木)～15日(水)

午前9時～午後5時(土・日曜日

は除きます。)

※参加に必要な関係書類につい

ては、東海財務局で配布してい

ますのでお問合せください。

問合せ

東海財務局第四統括部門

名古屋市中区三の丸3・3・1

☎052・951・1710

ホームページ

<http://tokai.mof.go.jp/>

清須わがまち探検! 『きよすこんなものあんなもの』

第2回 「清洲城の石垣」



『清洲城の石垣』

清洲城から赤い欄干の大手橋を渡り、ふるさとのやかたの方へ向かうと
右手の芝生に人の背丈ほどの石積みが見られます。これは、平成8年(1996)
の五条川改修に伴う発掘調査で発見された清洲城の石垣を移転復元したもの
です。実際の発見場所はもう少し下流の清洲公園の東側で、織田信雄に
よって改修がなされた後の清洲城本丸の石垣と考えられています。「野面積
み」と呼ばれる石垣の構造などが、復元石垣脇の看板に図入りで解説されて
おり、現物を見ながら当時の技術を知ることが
できます。

現在の清洲城は五条川の左岸に建っていますが、清須越前の天守は対岸に
ありました。こんもりと小高くなっている清洲古城跡から清洲公園に至る辺
りが本丸の跡と考えられています。清須越で城がなくなり、周囲は田畑に変
わっていましたが、本丸跡周辺では江戸時代からたびたび巨石が発見され
たことが記録に残っています。江戸時代後半に建てられた「右大臣織田信長
公古城跡」の碑は、このような清洲城遺物を用いたと伝えられます。

また、五条川に沿って清洲公園を抜けた先にある川上神社の境内にある岩
石は、五条川の川底から出たもので、やはり清洲城の石垣の石だと伝えられてい
ます。これらは発掘で
発見された金箔瓦などと共に、当時の清洲城の姿を偲ばせる数少ない遺物の一つかもしれません。
(※「清洲城」については、現在の施設名称に表記をそろえました。)



皆さんのご意見をお聞かせください パブリック・コメント

【1】清須市障害者基本計画・第3期障害福祉計画(案)

【2】清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン(案)

意見募集期間 【1】2月1日(水)～3月2日(金) 【2】2月17日(金)～3月18日(日)

【1】清須市障害者基本計画・第3期障害福祉計画(案)について

市では、障がいのある方に対する福祉の向上を図るために、「清須市障害者基本計画・第3期障害福祉計画」(計画期間：平成24年4月～平成28年3月)の策定を行います。現在、市内公共的団体、学識経験者などをメンバーとした審議会を開催し、検討を進めています。

この度「清須市障害者基本計画・第3期障害福祉計画(案)」がまとまりましたので、その内容について市民の皆さんのご意見をお聞きするため、パブリック・コメントを実施します。

【2】清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン(案)について

市では、行政改革の推進のための重要な指針となる「清須市行政改革大綱・集中改革プラン」(計画期間：平成19年4月～平成24年3月)を平成19年3月に策定し、行財政改革に取り組んでおりますが、引き続き重点的な行政改革に取り組む必要があるため、現在、市内公共的団体、学識経験者などをメンバーとした委員会を開催し、大綱・プラン案の検討を進めています。

この度、「清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン(案)」がまとまりましたので、その内容について市民の皆さんのご意見をお聞きするため、パブリック・コメントを実施します。

	【1】清須市障害者基本計画・第3期障害福祉計画(案) 【2】清須市第2次行政改革大綱・集中改革プラン(案)
観 覧 場 所 (右記施設の開庁日・開館日に閲覧が可能です。閲覧時間は午前8時30分～午後5時15分です。)	市役所本庁舎・西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川体育館・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島福祉センター・春日公民館 市ホームページ(http://www.city.kiyosu.aichi.jp/public_comment/)
意 見 提 出 資 格	市内にお住まい・お勤め・在学中の方及び事務所又は事業所を有する方
意 見 提 出 方 法	案件名、氏名(法人名)、住所を記入のうえ郵送、FAX、Eメール又は窓口提出をお願いします。様式は問いませんが、市ホームページからダウンロードしていただくか、各閲覧場所に設置してある募集用紙をご利用いただくこともできます。(※電話・口頭でのご意見は受付いたしません。)
意 見 募 集 期 間	【1】2月1日(水)～3月2日(金) 【2】2月17日(金)～3月18日(日) 郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着
提出されたご意見の 取 扱 い ・ 対 応	提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開いたします。なお、個人情報に関しては公開しません。
問 合 せ ・ 提 出 先	【1】担当：社会福祉課(清洲庁舎) 【郵送・FAX・Eメールの場合】 〒452-8563 清須市清洲一丁目6番地1 清須市役所清洲庁舎 社会福祉課あて 電話：052-400-2911 FAX：052-409-3090 Eメール：shakaifukushi@city.kiyosu.lg.jp 【窓口の場合】 社会福祉課(清洲庁舎)・市民課(本庁舎)・西枇杷島支所・春日支所
	【2】担当：企画政策課(本庁舎) 【郵送・FAX・Eメールの場合】 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所本庁舎 企画政策課あて 電話：052-400-2911 FAX：052-400-2963 Eメール：kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp 【窓口の場合】 企画政策課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所
	【閲覧場所の場合】 各閲覧場所に設置された提出箱へ投函してください。

行政ニュース

市役所 ☎052-400-2911(番号のかけ間違いにご注意を)

清須 2012.2.1

下水道事業計画変更認可 縦覧のお知らせ

名古屋都市計画下水道事業清須
公共下水道の事業計画の変更が認
可されました。関係図書の縦覧を
上下水道課(西枇杷島庁舎)で行
っていますのでお知らせします。
問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

東日本大震災の義援金募集に ご協力ありがとうございます



東日本大震災の義援金を募集す
るため、市役所本庁舎・西枇杷島
庁舎・清洲庁舎・春日支所に設置
した義援金箱に、皆様から心温ま
る善意をお寄せいただきありがと
うございます。

●平成23年12月の合計額

6853円

平成23年12月末までの累計額

1593万8045円

(義援金については、日本赤十字
社を通じて、被災地へ届けられます。)

危険物等のごみ回収を変更します!!



使い捨てライターやガスボンベ缶、ヘアスプレー缶などの密閉容器缶と乾電池を、**平成24年4月から資源物と同時に回収を行います**ので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

回収にあたっては、使い捨てライター、密閉容器缶、乾電池のそれぞれを入れる容器を地域の資源物回収場所に設置しますので、分別して出すようにしてください。また、4箇所の資源ステーションでも併せて回収を行いますのでご利用ください。

乾電池は、マンガン乾電池、アルカリ乾電池を回収します。ボタン電池や充電式電池(ニカド電池・リチウムイオン電池など)は回収できませんので、販売店にて引取りを依頼してください。また、**密閉容器缶については中身を使い切り、風通しの良いところで穴をあけてから出すようにしてください。**

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

未分別ごみ袋に対する警告シールについて



市では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源、粗大ごみに分別して出していただくように、市民の皆様にご協力をお願いしています。

しかし、中には分別が不十分なごみ袋や粗大ごみとして区分されている物が不燃ごみに出されているものを見かけます。ごみはきちんと分別されますと、資源として再利用できるものもあります。また、可燃物の中に金属性の物などが混入していると焼却炉の故障につながります。

そのため市では、**分別が不十分なごみ袋には警告シール(写真参照)を貼り、回収を行いません**。警告シールが張られたごみは、「清須市資源とごみのガイドブック」を参考に分別していただき、改めて指定日に出してください。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

毎月第3日曜日は「家庭の日」

愛知県では、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえてふれあいを深めていくための日として、**毎月第3日曜日を「家庭の日」と**しています。

本市もその普及と啓発に取り組み、「家庭教育講演会」を開催します。

また、下記のとおり小学生による啓発ポスター・習字の入選作品を展示します。

●家庭教育講演会

「大人が笑えば子どもは笑う
子どもは空気を敏感に感じている」



子どもを励ます
ホスピタルクラウン

病院を訪ね、闘病中の子どもたちに笑いを届けるため、日本を中心に世界中で活動が続けているクラウン（道化師）の活動についてお話ししていただきます。

とき 2月11日（祝）

内容 ①事例発表

家庭教育支援チームMOMO
午後1時10分から

②家庭教育講演会

午後1時30分から

ところ 清洲市民センター ホール

講師 ホスピタルクラウン

大棟 耕介氏

定員 350名

（定員になり次第締切）

入場料 無料

※ただし、入場整理券が必要です。

（清洲市民センター、新川体育館、にしびさわやかプラザ、春日公民館で配布しています。）

●入選作品の展示場所・期間

〈春日公民館〉

2月1日（水）～7日（火）

〈清洲市民センター〉

2月8日（水）～14日（火）

〈新川体育館〉

2月15日（水）～21日（火）

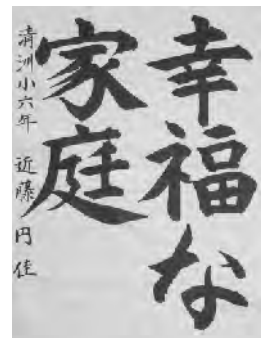
〈にしびさわやかプラザ〉

2月22日（水）～28日（火）

●小学生による「家庭の日」啓発ポスター・習字の最優秀作品



清洲東小学校2年
不破 有由里さん



清洲小学校6年
近藤 円佳さん

問合せ 生涯学習課

（清洲市民センター）

春日五条川さくらまつりの
イベント参加者を募集します



昨年のステージイベントの様子

市では「春日五条川さくらまつり」を、はるひ夢の森公園において4月7日（土）「荒天等による予備日8日（日）」に開催いたします。今年、従来から開催しているステージイベントに加え、新たにキッズダンスコンテストの参加出場者を募集します。市内外の方が多くお越しになるさくらまつりの野外ステージで、音楽やダンスなどを披露してみませんか。

募集内容

①ステージイベント

参加資格 団体・サークルであれば可。開催日、予備日も参加可能な方。

持ち時間 15分以内
（入退場を含む）

・10団体程度を募集します。

・出演時間等は主催者で決定いたします。

②キッズダンスコンテスト

参加資格 中学生以下で2人以上のチーム。開催日、予備日も参加可能な方。

ダンスの種類 自由

持ち時間 5分以内
（入退場を含む）

・20チーム程度を募集します。

・当日、上位入賞者には賞品を呈します。

参加申込について

申込用紙を2月1日（水）から産業課（本庁舎）で配布しますので、次のとおりお申込みください。

提出場所 産業課

締切日 「市役所本庁舎3階」
2月24日（金）

午後5時まで

※本年より、「カラオケさくらフェスティバル」は開催いたしませんのでご了承ください。

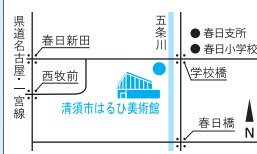
問合せ 市観光協会（産業課内）

☎052・400・2911

●不燃ごみ収集 ■坂町、東町、中河原、下河原…第1・3水曜日 ■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江（名鉄津島線より南側）…第1・3土曜日 ■外町、寺野（花園・元町・郷前）、鍋片、助七（一丁目・二丁目）…第2・4水曜日 ■豊町、西堀江（名鉄津島線より北側）…第2・4水曜日 ■寺野（花笠・美鈴・池端）、助七（五反田・東山中・芳花・美里）、阿原…第1・3土曜日

清須市
はるひ美術館

所在地：〒452-0961 清須市春日夢の森1番地
電話：052-401-3881
開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日：月曜日
観覧料：200円 ※中学生以下及び各種障害者手帳をお持ちの方：無料



展示室2 はるひ絵画トリエンナーレアーティストシリーズVol.70

住谷晶子展

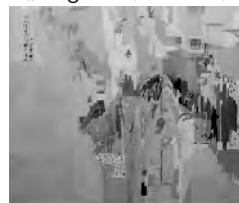
2012年2月7日(火)～3月2日(金)

住谷晶子(すみやしょうこ)は、1989年に愛知県立芸術大学を修了後、東京や名古屋等で作品を発表している作家です。2009年、第6回はるひ絵画トリエンナーレにて《magnolia》が奨励賞に選ばれました。

アクリル、クレヨン、色鉛筆や紙など、多様な素材によって画面を作り上げるのが特徴です。このようなコラージュ技法を用いながら色と形を巧みに構成し練り上げられていく重層的な作品世界を、どうぞお楽しみください。



《magnolia》2002年



《夏の思い出》2002年

同時開催【展示室1】 清須市はるひ美術館収蔵作品展 風景 Landscape II

El rincón de Eli

エル リンコン デ エリ

国際交流員
エリのコーナー ②⑥

スペインの地方の紹介⑬ 「ナバーラ州」

スペイン旅行が始まって、今月で丸一年になりますね。スペイン一周までもう少しです。今回は牛追い祭りで有名なナバーラ州まで行きたいと思います。

ナバーラ州はスペインの北東部、ピレネー山脈とスペインー長いエブロ川に挟まれた場所に位置し、人口は約64万人です。この州は歴史が古く、10世紀から18世紀にかけては、「ナバーラ王国」というスペインとは別の王国として存続していました。

ナバーラ州といえば、やはりナバーラ王国の時代から続くパンプロナ市の「サン・フェルミン」、つまり、牛追い祭りが一番有名です。毎年7月7日(清須市の誕生日と同じですね)から9日間にわたり、毎朝午前8時に「エンシエロ(牛追い)」が行われ、ナバーラ美術館の下にある囲い所から牛を放し、白い衣装に赤いスカーフの格好をした人たちが、闘牛所まで860メートルほど牛の前後を走ります。アメリカの作家ヘミングウェイが、「日はまた昇る」という小説にサン・フェルミンについて書き、世界的に有名になりました。



「エンシエロ(牛追い)」

ナバーラ州の料理は、地元産のホワイトアスパラやアーティチョーク、赤ピーマンなど野菜を使ったものが豊富で、特に皮が硬くてひき肉詰めをして食べられる「ピキヨピーマン」という赤ピーマンはスペイン中で有名です。また、羊乳品もとても評価が高く、「イディアサバル」と「ロンカル」チーズは少し舌を刺すような感覚があり、原産地名称保護に定められ、世界中で親しまれています。羊乳でできたデザートでは甘酸っぱく固めで、日本にはない独特の味わいのあるヨーグルト状の「クアハダ」がおすすめです。

ナバーラ州では、スペインらしい激しい祭りを体験したり、独特の味覚を味わうなどいろいろ楽しめますね。7月7日までにはまだ時間がありますので、皆さん、白い衣装と赤いスカーフを用意し、ナバーラ州へ行ってみませんか。

新川地区●可燃ごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…毎週火・金曜日■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎週火・金曜日■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎週月・木曜日■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎週月・木曜日■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎週火・金曜日